

令和4年10月17日

問い合わせ先: 福島県農林水産部森林計画課 担当 主幹 川口 知穂 電話 024-521-7328 内線 3408

地域森林計画の樹立及び変更（案）に関する意見の募集

磐城地域森林計画の樹立並びに阿武隈川、奥久慈及び会津の各地域森林計画の変更に当たり、県民の皆さんから御意見を募集します。

●意見募集の趣旨

県内の民有林について、計画区ごとに地域森林計画を策定しておりますが、今年度の樹立及び変更に当たり、森林法に基づく縦覧及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）制度を活用し、広く県民の皆さんの御意見を踏まえたものとするために、下記のとおり募集するものです。

記

●意見募集の詳細

1 地域森林計画の樹立及び変更（案）の公表

- (1) 福島県農林水産部森林計画課（県庁西庁舎8階）、県政情報センター（県庁西庁舎1階）において、樹立及び変更する計画書案、計画図案及び位置図案（計画図案及び位置図案は森林計画課のみ）を縦覧しています。
- (2) 福島県のホームページに掲載しています。（「福島県の森林」で検索できます。）
- (3) 各農林事務所森林林業部、相双農林事務所富岡林業指導所及び各地方振興局県政情報コーナー（県北を除く）において、管轄する区域の樹立及び変更する計画書案、計画図案及び位置図案（計画図案及び位置図案は、農林事務所及び林業指導所のみ）を縦覧しています。

※ 縦覧は、開庁日となります。

※ 縦覧場所や、縦覧することができる計画についての詳細は、以下6を御覧ください。

2 意見募集の期間

令和4年10月18日（火曜日）～11月17日（木曜日）

3 意見提出の方法

(1) 意見提出書について

意見は、別紙様式を参考に、住所、氏名、電話番号を明記の上、意見とその理由を記載して、書面で提出してください。（日本語に限る。）

なお、匿名の意見提出は受け付けません。

(2) 提出方法及び期間

郵便、FAX、電子メール又は、直接持参の方法により、以下(3)に提出してください。

郵便の場合：11月17日（木曜日）までの消印有効

FAX、電子メールの場合：11月17日（木曜日）午後5時15分まで

直接持参の場合：11月17日（木曜日）午後5時15分まで

(3) 提出先

福島県農林水産部森林計画課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7423（直通）

FAX：024-521-7543

電子メール：shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp

- 4 問い合わせ先
意見の提出先と同じです。
- 5 意見の公表について
寄せられた意見に対する検討結果につきましては、決定した計画書とともに公表します。
- 6 縦覧場所について
※ 縦覧期間中の開庁日は、土・日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

縦覧場所	住所	縦覧できる計画案
福島県農林水産部 森林計画課 県政情報センター	福島市杉妻町2-16 (県庁西庁舎6階) 福島市杉妻町2-16 (県庁西庁舎1階)	阿武隈川 奥久慈 会津 磐城
県北農林事務所 森林林業部	福島市杉妻町2-16 (県庁北庁舎5階)	阿武隈川
県中地方振興局 県政情報コーナー 県中農林事務所 森林林業部	郡山市麓山一丁目1-1 (郡山合同庁舎)	
県南地方振興局 県政情報コーナー 県南農林事務所 森林林業部	白河市昭和町269 (白河合同庁舎) 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50-1 (棚倉合同庁舎)	
会津地方振興局 県政情報コーナー 会津農林事務所 森林林業部	会津若松市追手町7-5 (会津若松合同庁舎) 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 (喜多方合同庁舎)	会津
南会津地方振興局 県政情報コーナー 南会津農林事務所 森林林業部	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 (南会津合同庁舎)	
相双地方振興局 県政情報コーナー 相双農林事務所 森林林業部	南相馬市原町区錦町1-30 (南相馬合同庁舎)	
相双農林事務所 富岡林業指導所	双葉郡富岡町小浜553-2 (富岡合同庁舎)	磐城
いわき地方振興局 県政情報コーナー いわき農林事務所 森林林業部	いわき市平字梅本15 (いわき合同庁舎)	

- 7 令和4年度地域森林計画の樹立及び変更の概要について
別紙「令和4年度地域森林計画の樹立及び変更について(概要)」のとおり

<別紙様式>

意見提出書

令和 年 月 日

福島県知事様

提出者

住所

氏名

電話番号

・ _____地域森林計画書案 の内容について、意見があるので提出します。

1 意見

2 その理由

* その他、資料等があれば添付する

令和4年度地域森林計画の樹立及び変更について（概要）

地域森林計画については、知事が森林計画区別（阿武隈川、奥久慈、会津、磐城）に定めることになっており、今年度は磐城計画区が計画樹立、阿武隈川、奥久慈、会津計画区が計画変更を行います。

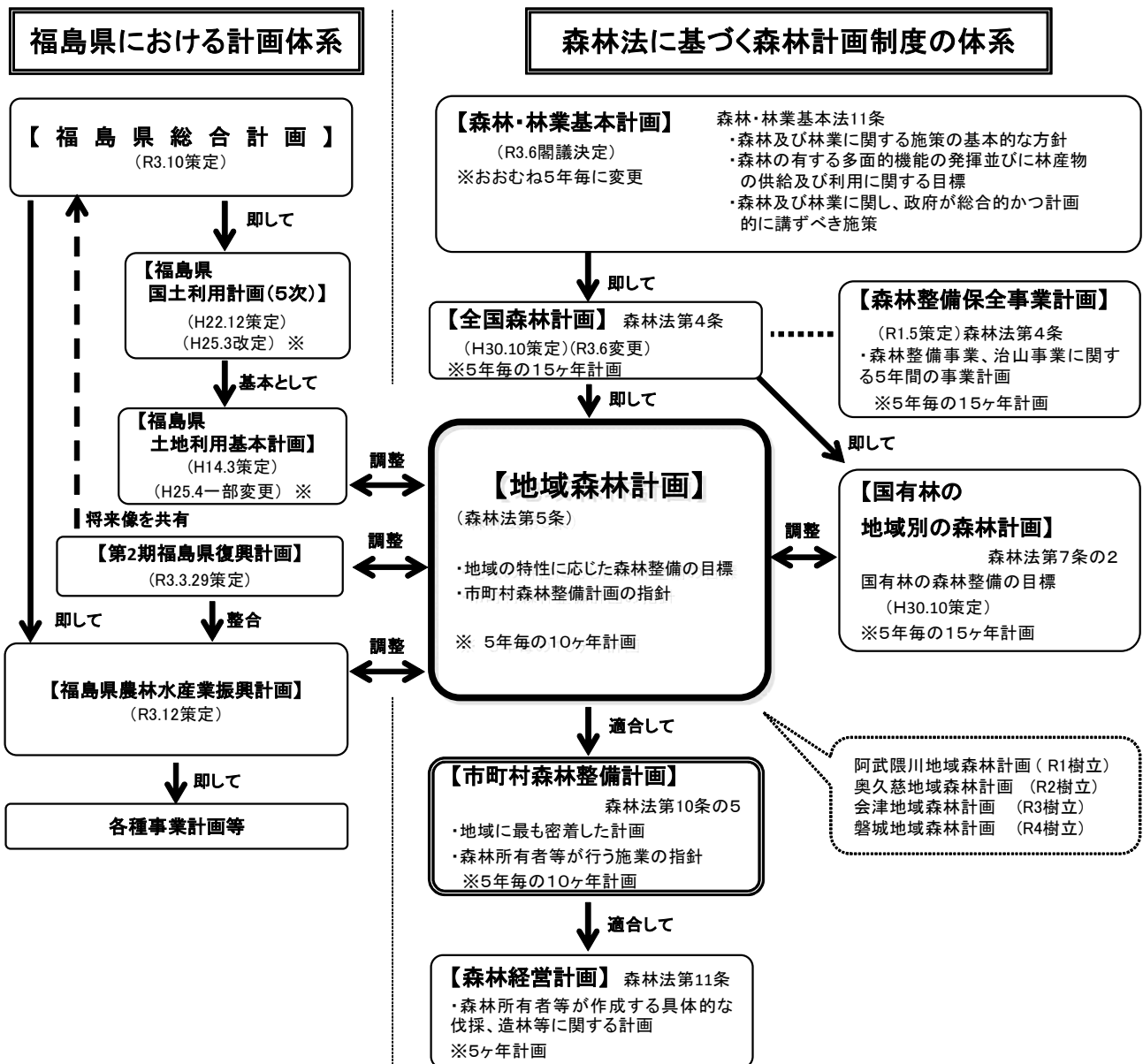
1 地域森林計画の作成のポイント

- (1) 「地域森林計画」は、森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して知事が5年毎に10年を一期としてたてる民有林の計画である。今年度については磐城計画区が樹立予定。
- (2) 令和3年6月に閣議決定した森林・林業基本計画、全国森林計画に即して計画。

2 地域森林計画の変更のポイント

- (1) 阿武隈川、奥久慈、会津の各地域森林計画について、次の事項を変更する。
 - ① 林地開発完了及び官行造林地の返地等による森林面積の変更
 - ② 林道・保安林・治山の計画量を各種事業計画に合わせて変更

森林林業に関する計画



【参考】地域森林計画について

- 森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、5年毎にたてる10年を一期とする計画。
民有林を対象として、森林計画区別（阿武隈川、奥久慈、会津、磐城）に定める。
- 地域に応じた森林の整備・保全の目標等を明らかにするとともに、森林法に基づき市町村長がたてる市町村森林整備計画の指針となる。

